

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第13号

### 無料求人広告の落とし穴②

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。  
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。  
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士  
今西 淳浩



Question

#### 無料求人広告の落とし穴

ある日、求人サイトの運営業者から無料でネット上に求人広告を出せるという営業の電話がかかってきました。無料ですし、とりあえず求人広告をお願いしようかと考えています。

もしも、今なら無料で広告を掲載できますよ!



無料だったら求人広告をお願いしたいわ!



Answer

#### 無料期間あり!と宣伝する求人広告は出すべきではありません。

##### 1 はじめに

今回のQは、メルマガ第1号で取り上げたものと同じです。しかしながら、その後も、無料期間を経過したとして業者から広告料を請求されたというご相談をいただいていること、業者もより巧妙になっていると思われることから、あらためて注意喚起する必要があると判断し、本号で取り上げました。

##### 2 最近の事例の特徴

以前は、①無料掲載期間満了前に確認の電話を入れますと勧誘してきたにもかかわらず、実際には確認の連絡を入れず、無料掲載期間が過ぎるのを待って広告料を請求する、あるいは、②無料掲載期間内に申込者が契約を解約しようと試みても解約手続が行えないように細工し、無料掲載期間を過ぎた後に広告料を請求するなど、業者側の対応に問題があるものでした。

以前の事例であれば「無料期間が終了する前に業者が園に連絡を入れなかったという約束違反がある」などとして支払を拒絶できたのですが、最近の業者は、上記①のような文句で勧誘することはせず、また、「申込者は契約内容を確認したうえで申込をします」と記載された申込書と契約内容を記載した書面を一緒に交付するなど、申込者が後で契約の無効や取消を主張できないような対策をしています。

##### 3 申し込みにあたっては慎重に!

求人効果のない求人サイトに求人広告を掲載しても、ひとつもメリットはありません。無料だからという理由で、安易に求人広告掲載の申し込みをしないでください。業者の巧妙な手口に騙されないようにしましょう。

